

資料2

平成25年3月21日(木)

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

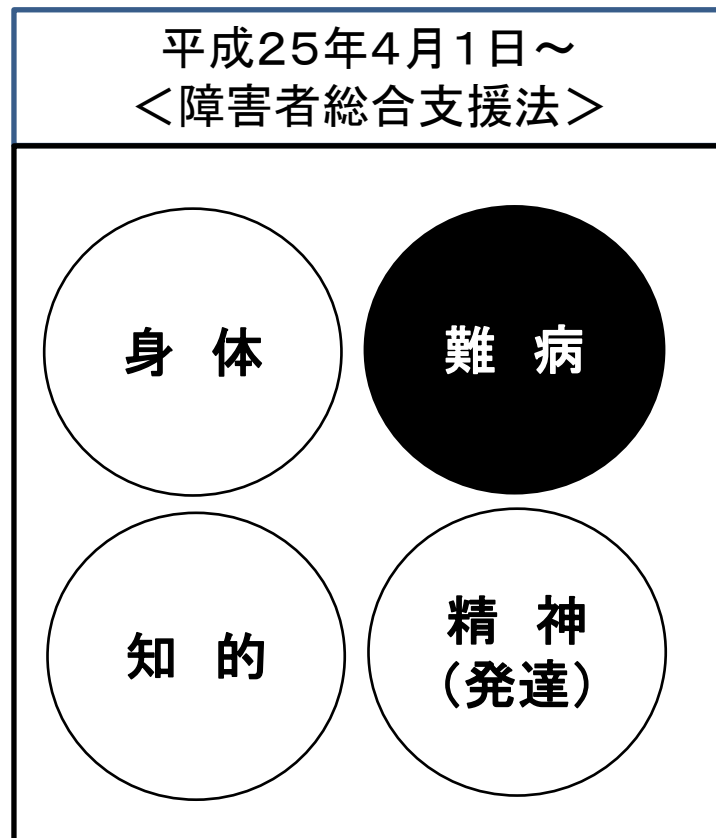
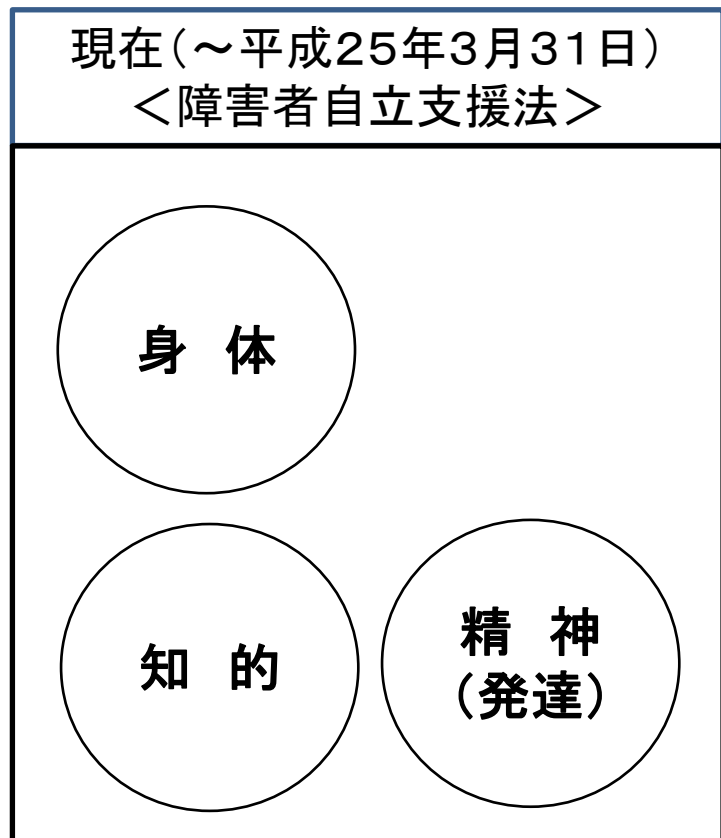
千葉県保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

障害者の範囲への難病等の追加について

※本資料は、平成25年3月21日現在の内容であり、今後国が示す内容によって変更が生じる可能性があります。

1. 障害者(児)の範囲拡大について

平成25年4月1日施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(以下「障害者総合支援法」)」では、制度の谷間のない支援を提供する観点から障害者の範囲に「難病等」が追加され、障害福祉サービス等の対象となります。(児童においては、児童福祉法の障害児支援)

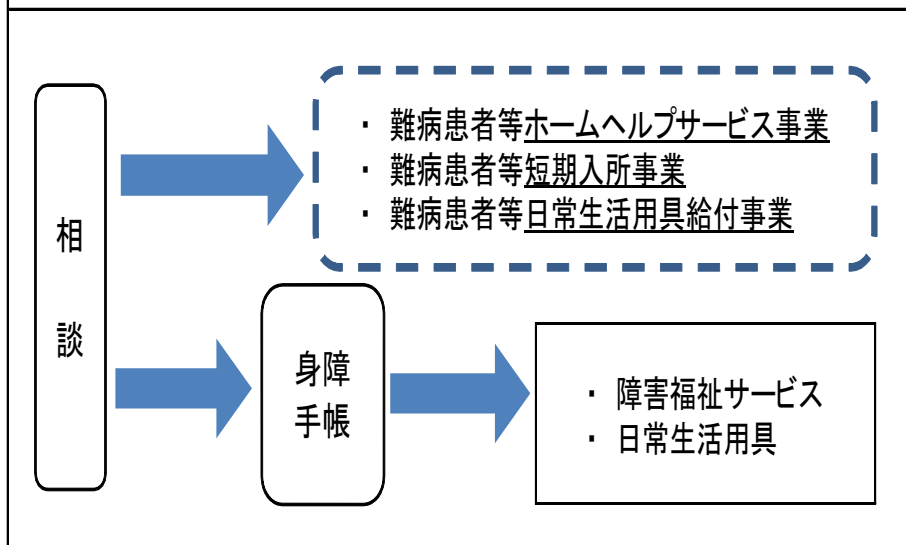


2. 難病患者等の障害福祉サービスについて

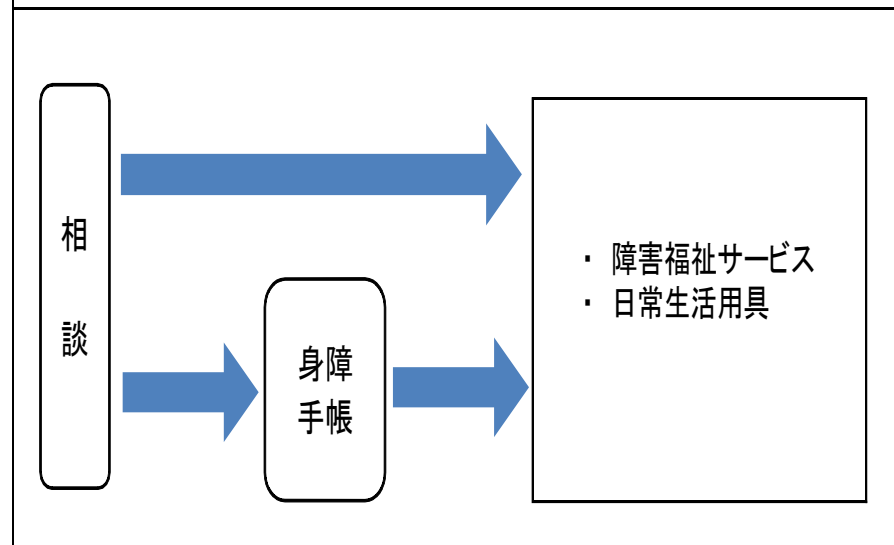
平成25年4月より手帳をお持ちでない難病等の方も障害福祉サービス等の対象となります。

※現行では難病等で手帳をお持ちでない方は、補助金事業として一部の市町村のみで提供されてきた難病患者等居宅生活支援事業を利用。

現在(～平成25年3月31日)



平成25年4月1日～



<参考> ・難病患者等ホームヘルプサービス
・難病患者等短期入所
・難病患者等日常生活用具

5人(平成24年12月末現在)
0人(平成24年12月末現在)
3件(平成24年12月末現在)

3. サービスの対象となる難病等の範囲等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

○対象となる難病等

障害者自立支援法の政令で定める130疾病 ※別紙対象疾患一覧表参照

○対象となる難病等の程度

特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者

4. 難病患者等へのサービス提供についての留意点

難病等の特徴について

障害が固定している身体障害者と違い、症状の変化が毎日ある、日によって変化が大きい等の特徴があります。進行性の症状を有する、大きな周期でよくなったり、悪化したりするという難病特有の症状が見られることもあります。

また、半数以上で合併症や薬剤による副作用、二次障害が見られ、生活の質が損なわれやすいと言えます。

難病患者等へのサービスについて

難病等によって、症状や状態は様々です。サービス提供にあたっては、該当する難病等の症状や治療法、薬剤の効果や副作用などを確認することが重要になります。

また、難病患者等の症状の変化などにより、重度の時と軽度な時で必要なサービスが異なる場合があります。サービス利用意向の聞き取りを十分に行ってください。

参考URL

- 難病情報センターホームページ (<http://www.nanbyou.or.jp/>)
国の難病対策、難病等の詳細な内容や関連情報の提供を行っています。
- 千葉県難病相談支援センター (<http://www.nanbyousien-chiba.jp/>)
千葉県内の難病について情報の提供を行っています。
- 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

5. 主なサービスの種類及び利用方法等について

主なサービスの種類(利用できるサービスの一部です。)

| | | |
|------------------|------|------------------------------------------------------|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 身体介護 | 自宅で入浴、排泄、食事等の介護など行います。 |
| | 家事援助 | 自宅で調理、洗濯、買い物等の家事などを行います。 |
| 短期入所 | | 自宅で介護する人が病気の場合などに短期的に、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行います。 |
| 自立訓練(機能訓練) | | 自立した日常生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能等の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 施設入所支援 | | 障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護などを行います。 |
| 日常生活用具の支給 | | 介護訓練支援用具や自立生活支援用具などを支給します。 |

※介護保険と共通するサービス等は、他の障害と同様に介護保険が優先となります。

利用方法

対象の難病に罹患していることがわかる証明書(診断書、特定疾患医療受給者証等)を持参の上、各区高齢障害支援課で申請を行います。

※計画相談支援、障害程度区分の認定等については、他の障害と同様に従来通りの手続きとなります。

利用料

利用したサービス費用の1割を負担。(上限額などはほかの障害と同様になります。)